　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和７年９月１日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　日向市総務課定

合併、分割、事業譲渡等による入札参加資格の承継について

　日向市では、事業承継、合併等による入札参加資格（以下「資格」という。）の承継について、下記のとおり定めます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 概要 | ①承継の可否②主な要件③注意点 |
| 会社合併 | 存続会社（資格有）  消滅会社（資格有） | ①承継可②会社法、建設業法等関係法令の要件を満たすこと③消滅会社の登録している業種を引き継ぐが、工事の希望順位については存続会社での登録を基礎とする。 |
| 存続会社（資格有）  消滅会社（資格無） | ③この場合は、資格の承継の問題は生じないが、存続会社の登録内容に変更があれば変更届の提出が必要。もっとも、工事においては、存続会社は消滅会社が有していた業種に登録の変更を申請できない。 |
| 存続・新設会社（資格無）  消滅会社（資格有） | ①承継可②会社法、建設業法等関係法令の要件を満たすこと及び新規申請に準じて申請書、納税証明書、完納証明書、特別徴収実施確認書、暴力団排除の誓約書、各種業法上の営業許可証その他必要な書類を提出すること。③消滅会社の登録している業種を引き継ぐ。工事においては、存続・新設会社は、消滅会社が登録していた業種以外に登録の変更を申請できない。 |
| 会社分割 | 承継会社（資格有）  分割会社（資格有） | ①承継可②会社法、建設業法等関係法令の要件を満たすこと③分割会社の登録している業種を引き継ぐが、工事の希望順位については承継会社での登録を基礎とする。分割会社は、承継させた業種について資格を失う。 |
| 承継会社（資格有）  分割会社（資格無） | ③この場合は、資格の承継の問題は生じないが、存続会社の登録内容に変更があれば変更届の提出が必要。もっとも、工事においては、承継会社は消滅会社が有していた業種に登録の変更を申請できない。 |
| 承継・新設会社（資格無）  分割会社（資格有） | ①承継可②会社法、建設業法等関係法令の要件を満たすこと及び新規申請に準じて申請書、納税証明書、完納証明書、特別徴収実施確認書、暴力団排除の誓約書、各種業法上の営業許可証その他必要な書類を提出すること。③分割会社の登録している業種を引き継ぐ。工事においては、存続・新設会社は、分割会社が登録していた業種以外に登録の変更を申請できない。分割会社は、承継させた業種について資格を失う。 |
| 事業譲渡 | 承継会社・人(資格有)  被承継会社・人(資格有) | ①承継可②会社法、商法、建設業法等関係法令の要件を満たすこと③被承継会社の登録している業種を引き継ぐが、工事の希望順位については存続会社での登録を基礎とする。被承継会社は、承継させた業種について資格を失う。 |
| 承継会社・人(資格有)  被承継会社・人(資格無) | ③この場合は、資格の承継の問題は生じないが、承継会社の登録内容に変更があれば変更届の提出が必要。もっとも、工事においては、承継会社は消滅会社が有していた業種に登録の変更を申請できない。 |
| 承継会社・人(資格無)  被承継会社・人(資格有) | ①承継可②会社法、商法、建設業法等関係法令の要件を満たすこと及び新規申請に準じて申請書、納税証明書、完納証明書、特別徴収実施確認書、暴力団排除の誓約書、各種業法上の営業許可証その他必要な書類を提出すること。③被承継会社の登録している業種を引き継ぐ。工事においては、承継会社は、被承継会社が登録していた業種以外に登録の変更を申請できない。被承継会社は、承継させた業種について資格を失う。 |
| その他 | 個人事業主が死亡した場合 | ①承継可②会社法、商法、建設業法等関係法令の要件を満たすこと及び新規申請に準じて申請書、納税証明書、完納証明書、特別徴収実施確認書、暴力団排除の誓約書、各種業法上の営業許可証その他必要な書類を提出すること。③被相続人の登録している業種を引き継ぐ。工事においては、承継会社は、被承継会社が登録していた業種以外に登録の変更を申請できない。 |
| 個人が法人を設立した場合 | ①承継可②会社法、商法、建設業法等関係法令の要件を満たすこと及び新規申請に準じて申請書、納税証明書、完納証明書、特別徴収実施確認書、暴力団排除の誓約書、各種業法上の営業許可証その他必要な書類を提出すること。③個人の登録している業種を引き継ぐ。工事においては、承継会社は、被承継会社が登録していた業種以外に登録の変更を申請できない。個人は法人に承継させた事業について資格を失う。 |
| 留意すること  (１)　競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届(以下「変更届」という。)の提出が必要です。変更事項欄には、吸収合併や新設分割のように変更が生じた原因を記載してください。変更前欄と変更後欄については、変更点が少ない場合はこれらの欄に記載してください。変更点が多くてこれらの欄に書ききれない場合は、何も記載しなくてよいです。  (２)　承継内容以外で業種を追加変更する場合は、承継手続とは別途変更届にて変更の手続を行ってください。  (３)　不明な点があれば問合せ下さい。  　　　日向市役所　総務課契約係　　　電話０９８２－５４－５７６１ | | |